

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

5

No.275 | May. 2024

経営者のミカタ

—  
役員の  
社宅制度  
について

特集

辻・本郷グループが提供する

# FAS

ファイナンシャル・  
アドバイザー・  
サービス

〈社長の履歴書〉

有限会社木村木品製作所 木村崇之氏

〈もっと身近にパブリック〉

診療報酬の改定は、どのように行われるのかご存知ですか？

〈オフィスレポート〉

甲府事務所

企業の成長を  
サポート！



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます



特集

辻・本郷グループが提供する

# FAS

ファイナンシャル・  
アドバイザー・  
サービス



M&Aは重要な経営戦略に位置づけられています。

関心をお持ちの方も多いのではないでしょうか。

今回は、M&Aに付随するさまざまな業務を展開している

辻・本郷 FAS株式会社をご紹介します。

FASとはファイナンシャル・アドバイザー・サービスのことで、

M&Aに関して企業の経営状況や財務状況などを調査したり、

企業価値を評価したりする

コンサルティングサービスのことをいいます。

今後の企業の成長のために、ぜひ参考にしてください

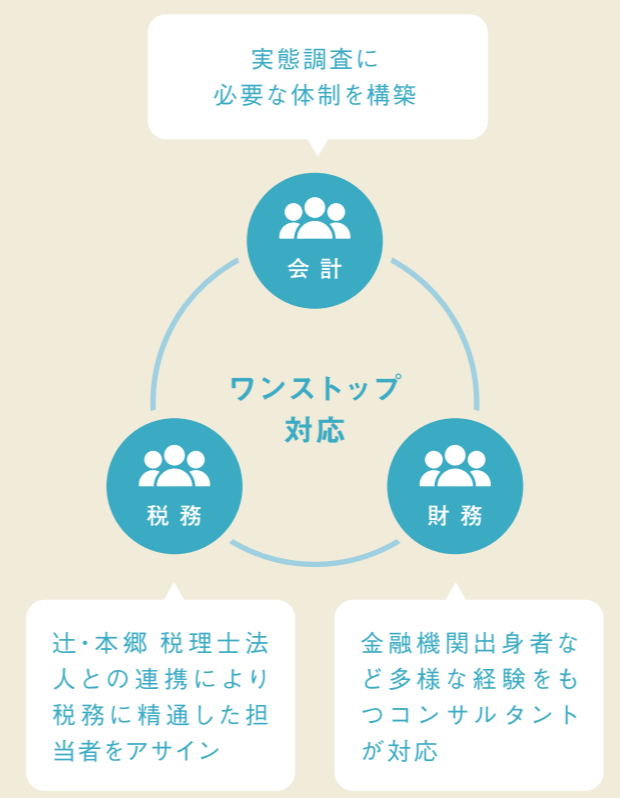


辻・本郷FAS株式会社  
代表取締役社長  
山田 翔吾

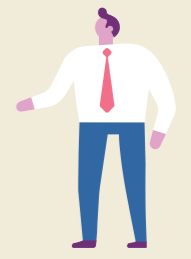


## 各分野の プロフェッショナルが対応

辻・本郷 FASのスタッフは、税理士、会計士、金融機関出身など、多彩なバックボーンを有するプロフェッショナルによって構成されています。案件の特徴に合わせた最適なスタッフィングで対応します。



## 辻・本郷グループ ならではの強み



全国に広がるネットワークや約18,000件の顧問先など、多岐にわたる豊富な経験を重ねてきた辻・本郷グループの強みを活かし、万全のサービスを提供します。

**税務業務をサポート**

M&A実施後は  
辻・本郷 税理士法人との協業により  
税務業務をサポート。



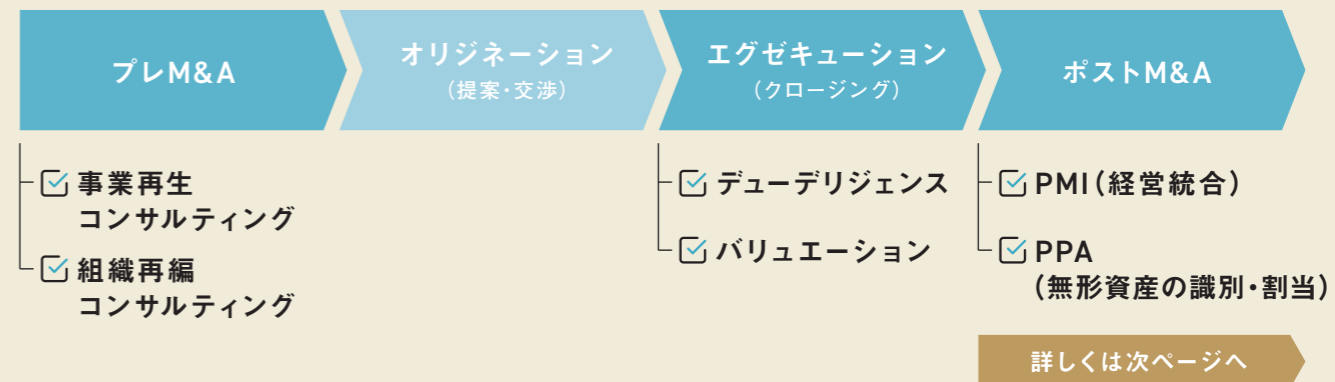
**業種を問わず対応**

辻・本郷グループにおける業種を  
問わない豊富な実績があります。



## 一気通貫でトータルサポート

事業承継やM&Aに付随するデューデリジェンスやバリュエーションから、M&A後のコンサルティングまでワンストップでサポートし、企業価値の向上に貢献します。また、中小零細企業から上場企業まで幅広く対応します。



## FAS デューデリジェンス (Due Diligence)

デューデリジェンスとは、買収する側が対象となる企業について価値やリスクなどを調査することを意味します。M&Aや組織再編を考える際は企業のデューデリジェンスは必要不可欠。辻・本郷グループとの連携により業種・形態・企業規模を問わずあらゆるデューデリジェンスに公認会計士・税理士などの専門家が対応します。

実態純資産	正常収益力	税務リスク
<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ <b>資産</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実在性の有無</li> <li>・滞留債権・資産の把握</li> <li>・税務会計による処理の適正化</li> </ul> </li> <li>☑ <b>負債</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簿外債務の有無</li> <li>・偶発債務の把握</li> <li>・長期滞留債務の整理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ <b>原価管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原価管理の実態把握 (期間対応・在庫評価・予実管理)</li> </ul> </li> <li>☑ <b>損益調査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非事業性経費の把握</li> <li>・臨時的経費の整理</li> <li>・税務会計による処理の適正化</li> </ul> </li> <li>☑ <b>過去の誤謬</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期損益修正の必要性</li> <li>・未解決事項の把握</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ <b>課税関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税リスクの発生の可能性</li> </ul> </li> </ul> <p>税務リスクの調査は辻・本郷 税理士法人にて対応をさせていただきます。</p>



## FAS バリュエーション (Valuation)

バリュエーションとは、企業の利益や資産などの企業価値評価を意味します。未上場会社のお客さまのM&Aに伴う株式譲渡価格の算定や、株式交換/会社分割などの組織再編に際しての価値算定、事業承継時の株価算定など、あらゆる場面での価値評価を行うことが可能です。

インカムアプローチ	DCF法	将来得られるであろうキャッシュフローをベースに株式価値を算定
	収益還元法	将来生み出すと期待される収益をベースに株式価値を算定
マーケットアプローチ	類似会社比準法	類似する会社の市場価値をベンチマークに株式価値を算定
	市場株価法	株式市場における評価対象会社の株価を基に株式価値を算定
	類似取引比較法	類似する過去の取引を参考に株式価値を算定
コストアプローチ	時価純資産法	資産・負債を時価評価し差額の純資産を株式価値とする
	簿価純資産法	簿価純資産を株式価値とする

## FAS PMI (経営統合)

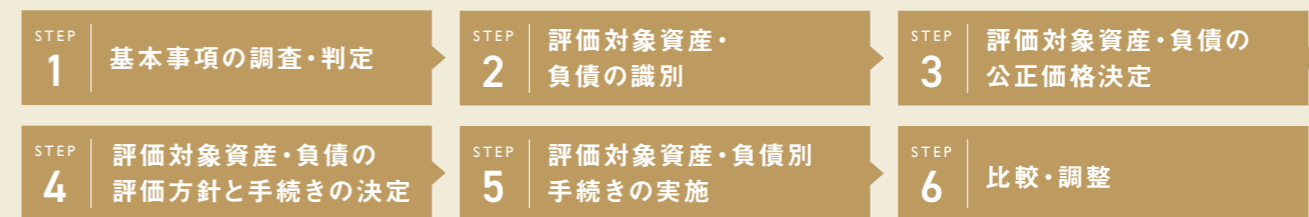
PMI (Post Merger Integration) とはM&Aを企画した段階で見込んでいたM&A後の統合効果を最大化するための統合プロセスのことをいいます。経営統合、信頼関係構築、業務統合の3段階からなります。



経営統合	異なる経営方針のもと経営されていた2社の経営の方向性、経営体制、仕組みなどの統合を目指す
信頼関係構築	組織・文化の融合に向けて実施するべき取り組み。経営ビジョンの浸透や、従業員の相互理解、取引先との関係構築を目指す
業務統合	事業(開発・製造、調達・物流、営業・販売)や管理・制度(人事、会計・財務、法務)に関する統合を目指す

## FAS PPA (無形資産の識別・割当)

PPA (Purchase Price Allocation) とは、企業買収成立後に買収価格を買収した会社の資産や負債に適正配分する会計処理のことです。辻・本郷 FASでは、各分野の専門家と連携しトータルにサポートします。



上記業務フローを進め、報告書を作成

(辻・本郷グループの公認会計士・税理士・弁護士などと連携し、配分する公正価格を決定)

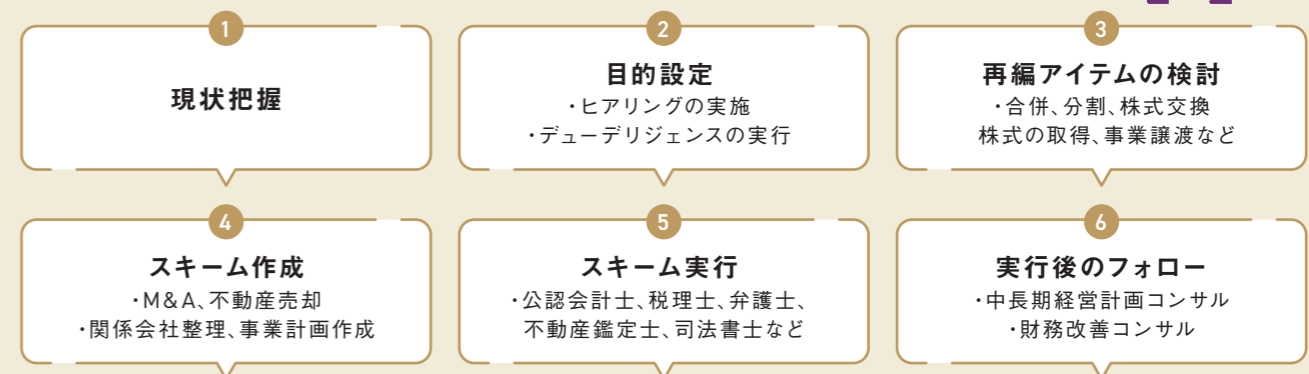
## FAS 事業再生コンサルティング

再生局面にある企業に対し経営および財務面の安定化を図り、利益最大化のための打ち手を講じるとともに、選択と集中により経営資源を集中させ、再生計画の策定と早期再生を図るための支援を行います。

STEP 1 現状把握 財務デューデリジェンス	STEP 2 現状把握 事業デューデリジェンス	STEP 3 経営改善計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 窮境の現状、窮境の原因</li> <li>② お客さまのビジネス環境と特徴</li> <li>③ お客さまの損益構造と財務構造の特徴</li> <li>④ 喫緊の資金繰り</li> <li>⑤ 財務諸表の検討</li> <li>⑥ 正常収益力の算定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外部環境分析</li> <li>② 内部環境分析</li> <li>③ SWOT分析</li> <li>④ 事業の採算性分析</li> <li>⑤ 組織管理上の問題点の把握</li> <li>⑥ 経営改善課題の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 不採算部門の撤退、見直し</li> <li>② 販売管理費の削減</li> <li>③ 資金調達の支援</li> <li>④ 経営改善支援計画の策定</li> <li>⑤ 収益構造の見直し、策定</li> <li>⑥ 債権者へのご説明、支援</li> </ul>

## FAS 組織再編コンサルティング

企業間競争を勝ち抜くためには、グループ企業の総力結集や再編が必要不可欠です。辻・本郷 FASでは総合力を活かして、最適な再編・M&Aスキームをご提案します。



お問い合わせ

辻・本郷 FAS株式会社 | Tel.03-6826-0575 Mail.all@ht-fas.co.jp





# 社長の 履歴書

50

President's  
Resume



人と地域と自然と

ともに歩むものづくり

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、  
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、有限会社木村木品製作所  
代表取締役の木村崇之さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

有限会社木村木品製作所  
代表取締役

## 木村崇之氏



### 創業50年の歴史を誇る 木製品メーカー

りんごの生産量日本一の青森県弘前市で「りんごの木」を使ったインテリア雑貨など、独自のものづくりを展開している有限会社木村木品製作所。代表取締役を務める木村崇之さんは、木工業家系の四代目として生まれ、大学卒業後、東京の建築・インテリア関係の会社に就職しました。1997年、30歳のときに弘前に戻り同社に入社、2005年に代表取締役に就任しました。

### りんごの木を使った ものづくり

弘前に戻った木村さんが着目したのは、りんごの木でした。「弘前はりんごの街ですし、当社はり

んご栽培に使う『りんご梯子』の製造販売で成長してきた経緯があります。りんごにはたくさんの恩恵を受けています。そこで、毎年出るりんごの剪定木などを使って新しいものづくりができないかと考えました」と、りんごの木を使ったインテリア雑貨を始めたくっかけを語ります。りんごの木を材木として使用するには、伐採、製材、乾燥とすべての工程を自社でやる必要があり効率はよくありませんが、銘木に負けない美しい木目や風合いがあるといいます。

また、同社はその技術の高さで広く知られています。「ご縁があり、東京おもちゃ美術館の造作を担当することになりました。それが評価され、全国の姉妹館から声がかかるようになり、全国各地のお客さまからお話をいただくよう

になりました。一つひとつの縁を大切にした結果、製品が一人歩きして、認知が広がっていきまし」と木村さんは話します。

### 世界で評価される 技術とデザイン

パリの世界最大のインテリア・雑貨の国際見本市「メゾン・エ・オブジェ」を始め、ミラノの「ミラノサローネ」やニューヨークの「NY NOW」など、世界的な見本市に出展し、海外からも高く評価されています。「私たちがつくるものは、工芸品ではなくプロダクトです。いいと思って手に取ったものが、たまたまりんごの木を素材とした工芸品だったということであって、製品としての魅力がもっとも重要なんです」と木村さんはものづくりの考え方について説明します。

現在、木村さんは世界自然遺産「白神山地」で拡大しつつある樹木の伝染病(ナラ枯れ)被害を未然防止し、被害を受けにくい森林づくりや広葉樹材の利用促進を図る「白神オークプロジェクト」に参画し、地域の環境保全に尽力しています。地域、自然、そして人とともに歩む木村木品製作所。ほっこりとしながらも、どこかエッジの効いたデザインが、暮らしを豊かに彩ります。

### BIOGRAPHY

- ・1967年 青森県弘前生まれ
- ・1990年 東北工業大学 工業意匠科卒業  
サンケイ施設株式会社 入社
- ・1997年 有限会社木村木品製作所 入社
- ・2005年 代表取締役 就任

### 有限会社木村木品製作所

1974年創業の青森県弘前市の木製品メーカー。建具・家具・店舗什器のほか、県産材でつくる玩具遊具の「わらはんど」、りんごの木のインテリア雑貨「CHITOSE」などのオリジナルブランドを展開している。

- 🌐 <https://www.kimumoku.jp/>
- 📍 青森県弘前市千年4-3-17
- ☎ 0172-87-2747



# 経営者の ミカタ

ワンポイントで  
経営者をサポート  
Corporate resource column

This month's theme

## 役員の社宅制度について



法人ソリューショングループ  
春山 拓也

役員に対して社宅を貸与する場合、役員から1か月当たり一定額の家賃(以下、賃貸料相当額)を受け取って、給与として課税されません。

役員社宅の制度を導入するにあたっては、下記の点に注意が必要です。

- ① 賃貸料相当額を本人から受け取ること
- ② 法人名義の賃貸契約であること
- ③ 家賃の支払いは、法人が行うこと

役員へ無償で貸与している場合(賃貸料相当額より低い賃料で役員へ貸与している場合も含む)や、住宅手当として現金支給している場合は、役員給与として給与課税されることとなります。

また、役員社宅は「小規模な住宅」「小規模でない住宅」「豪華社宅」という3つのタイプに分けられており、家賃相当額が異なります。社宅として一般的な「小規模な住宅※」の賃貸料相当額は下記のとおりです。

- イ: (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- ロ: 12円 × (その建物の総床面積(平方メートル) / (3.3平方メートル))
- ハ: (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

賃貸料相当額は、イからハの合計額となります。

※小規模な住宅:耐用年数が30年以下の建物の場合は床面積が132平方メートル以下、30年を超える建物の場合は床面積が99平方メートル以下の住宅をいいます。

固定資産税評価額などの資料を入手することが手間なので、家賃の50%を役員から徴収しているケースもあるのではないのでしょうか。しかし、上記の計算に沿って計算すると、多くは家賃の50%をもとに算出した金額を下回りますので、実際には役員が多く家賃を負担しているケースもあります。

また、役員社宅の制度を導入するにあたっては、役員社宅規定を整備する必要があります。従業員の社宅制度もある場合には、従業員と役員の税務上の取り扱いが異なるため、それぞれ社宅規定を設けたほうが良いと考えます。

いかがでしょうか。役員社宅制度をうまく活用することで、社宅家賃を経費にすることができます。また、物価高騰を受けて家賃が上がるなか、うまく役員の手取りを増やすこともできます。

医療機関

公益法人

社会福祉法人

地方公共団体

# もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・  
地方公共団体の“今”



ヘルスケア事業部  
芦川 幸生

## 診療報酬の改定は、 どのように行われるのかご存知ですか？

診療報酬の改定は、医療の進歩や日本の経済状況を踏まえて2年に1度見直しが行われています。2024年は6年に1度の医療・介護・障害福祉の3つの報酬が同時に改定されるため「トリプル改定」として特に注目されています。

### 診療報酬とは

診療報酬とは、医療機関で行われる医療行為(診察や治療など)への対価として支払われる費用のことです。厚生労働大臣により医療行為ごとの点数が定められており、点数を足し合わせて算出した金額が医療機関に支払われます。

### 診療報酬改定の流れ

- ① 政府が予算編成過程を通じて、改定率を決定
  - ② 社会保障審議会や中央社会保険医療協議会が基本方針を策定
  - ③ 診療報酬点数などの具体的な審議
  - ④ 厚生労働省が関連法令を公布し、改定
- ※通常の改定時期は4月1日から施行(令和6年は6月1日から施行)

まず、政府により医療費や社会経済情勢などを考慮して改定率が決定されます。その後、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会や中央社会保険医療協議会(以下、中医協)で議論を重ね、基本方針を策定します。中医協の審議には、支払側委員(健康保険組合の代表など)、診療側委員(医師の代表など)が両当事者として協議し、公益委員(学者など)がこの両者を調整する三者構成が取られています。これらの議論や厚生労働大臣からの諮問を通して、最終的な診療報酬改定の内容が決定されます。厚生労働省保険局が診療報酬改定の「関係省令・告示」を公布し施行されます。

このような流れを通して、診療報酬は私たちが必要なサービスを受けられるよう適切な水準に見直しが行われているのです。



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 社会保険労務士 坂本 さやか ]



## 在職老齢年金制度について

2024年度から在職老齢年金制度の「支給停止調整額」が50万円に引き上げられます。

### 高齢者の就業率

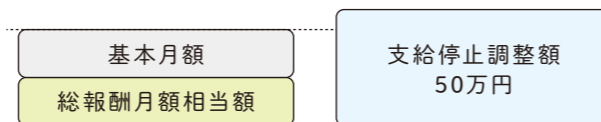
高年齢者雇用安定法が2021年4月から改正施行され、70歳までの就業が努力義務とされました。内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると60歳以上の就業比率は年々増加傾向にあり、2022年度時点の65歳から69歳の就業率は50.8%となっています。今後も就業率は高まることが予想され、年金をもらいながら仕事を続ける人が増えることになりそうです。そこで気になるのが報酬を得ることによって年金が停止される在職老齢年金制度についてです。

### 在職老齢年金制度とは

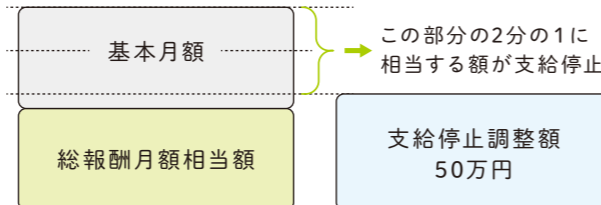
厚生年金保険の被保険者又は70歳以上の被用者などの方が老齢厚生年金の支給を受けている場合、報酬に応じて老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されます。

支給停止される額は、基本月額（老齢厚生年金の額を12で割った額）と総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で割った額とを合算した額）との合計額が支給停止調整額（2024年度から50万円）を超え、その超えた額の2分の1に相当する額とされます。

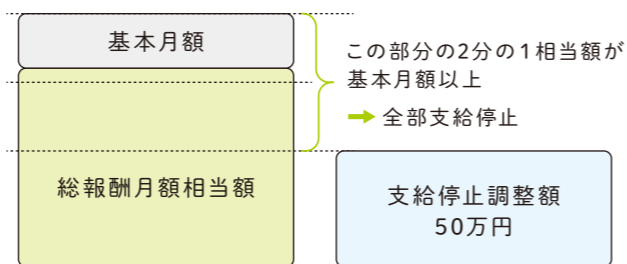
#### 《支給停止が行われない場合》



#### 《一部の支給停止が行われる場合》



#### 《全部の支給停止が行われる場合》



2023年度の支給停止調整額は48万円でしたが、物価上昇などに伴い2024年度から50万円に引き上げられました。老齢厚生年金の支給の停止額も減少することになります。



あれこれ  
相続の  
気にな  
ちよつ  
と

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人  
副理事長

## 高齢者の記憶と虚偽答弁

### 1 相続税調査の現場で

ある税務調査の相談です。午前中の聞き取り調査で調査官から「専業主婦であるあなた名義の預金が3,000万円ありますが、ご主人から贈与されたものですか？」との質問ができました。突然質問されたので、急いで答えないといけないと考えたその配偶者は「はい、そうです！」と回答をしました。

午後の現物確認調査で、配偶者の先程の通帳を見ながら「この贈与された預金は、いつ、どのような形で贈与されたのですか？」と更なる質問がきました。「先ほど贈与もらったと回答しましたが、なぜ自分名義になっているか良く分かりません」とその配偶者は答えました。

すると調査官は「同じ質問について午前中は贈与と言いながら、午後は贈与ではないと回答していますね。午前中と午後の答えが違うのは虚偽答弁（ウソをついた）ではありませんか？これは正に重加算税の対象になりえますよ！」と言われたそうです。

### 2 虚偽答弁だけでは…

実は税務署は下記のように取り扱っています。

「調査などの際の虚偽答弁のみをもって重加算税は課されない。次に掲げるような他の事実関係、①当然保存しておくと考えられる原始記録を保存しないこと、②調査に対して非協力的、③虚偽資料の提出などの偽装工作など、を総合的に判断することになる。たとえば、相続人が遺産であることを知りながらその一部を相続財産から除外して過小な申告をしていたことが合理的に推認される場合には重加算税が課される」

### 3 高齢者の記憶には幅がある

人の記憶は曖昧だといわれます。また人は歳をとると勘違い、記憶違いが多くなり、同じ話を何回もすることもあります。

そして、調査官VS相続人＝プロVS素人であり、情報量や経験値に大きな違いがあります。プロを前にして素人はかなり緊張していて「はい」と答えないといけないとの思い込みもあります。このような状況のなかで、高齢者の勘違いや、記憶違いの回答に対して「午前中と午後の回答が違っているので虚偽答弁だ」と言われるのは納得できません。

しかし、人の記憶、特に高齢者の記憶には幅があることが分かっているので、税務署では上記のような取り扱いになっているという説明で相談者は安心されました。



社・本郷 税理士法人

# オフィスレポート

Vol. 50 甲府事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第50回目となる今回は、甲府事務所からのレポートです。



令和4年12月に甲府事務所と甲府中央事務所が統合し、現在の甲府ニッセイスカイビルに移転して新しい甲府事務所としてスタートしました。

入社1年目のスタッフから経験豊富な業界30年のベテランまで総勢22名が壁のない広く明るいワンフロアの執務スペースで業務にあたっています。会計ソフトへの記帳代行や月次巡回監査による会計指導、経営助言など顧問先への関わり方もさまざまです。

経験・年齢が異なるベテランと入社間もないスタッフの織りなす「教えることで学ぶこと」。税制改正について改正になった部分のみの理解に留め

ずに、なぜ今この改正をしたのか、将来に向けたどんな布石になるのかを含め学ぶ場があります。税制改正に同じく日々進化するパソコン操作については、パソコンに強い若手が先生役を担うこともあります。

2つの事務所が生まれ変わって1つになったことで得られた新しい「風」土。木から「林」、さらに森へと顧問先の皆さまにとっての闇夜の灯「火」となれるように甲府事務所は日々成長をしていきます。そんな甲府事務所は富士「山」を眺望できる甲府駅南口に位置します。

お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。



甲府事務所所長  
功刀 智明

甲府市内の2つの事務所が統合して、その初代所長となりました。業界歴は38年で、消費税も携帯電話もなかった「昭和」から、バブルやリーマンショックの「平成」を駆け抜けて、インボイスや電子帳簿の「令和」まで、激動の時代を経験しています。

## あなたの考える甲府の魅力とは？

富士山が描く壮大な風景、湖畔で輝く太陽の光、果樹園から広がる甘い香り、そして温泉で心と体を癒す贅沢な時間。山梨県は、自然の響きと色彩が心を満たす場所です。大自然が奏でる静寂の中で心身ともに癒されることでしょう。ここでしか味わえない、季節の移ろいと共に彩られる贅沢な時間をお楽しみください。

## ➡ 甲府事務所

〒400-0031  
山梨県甲府市丸の内3-32-12  
甲府ニッセイスカイビル6階  
TEL. 055-298-6007 FAX.055-298-6008



## STAFF RECOMMEND



甲府城自慢の石垣。大胆に積み上げた野面積みの豪快な石垣です。城内をのんびり歩くのも楽しいですよ。



「おそとのてらす」からの展望です。盆地ならではの夜景が楽しめます。週末はキャンプへ行こう！



W富士？富士山周辺では四季折々、さまざまなイベントが催されています。



エレベーターで6Fに降りると事務所の入口になります。皆さまのお越しをお待ちしております。



インターンシップの様子です。社内の雰囲気に溶け込む村松さん。4月から皆さまとお会いいたします。



ACLではクラブの枠を超えた声援に感動！！リーグ戦開幕、共にスタジアムで楽しもう！

経営者の皆さま！

# 「税務会計」以外の 経営課題はございませんか？

会社経営課題をあらゆる視点からバックアップいたします

給与計算  
経費精算が面倒

後継者がいない

従業員の満足度が低い

誰かに経営課題を  
相談したい

会社の買い手が  
見つからない

AI/DXツールを  
活用してみたい

皆さまの経営支援・課題解決をお手伝いしている  
「辻・本郷 税理士法人」の担当者にご相談ください

## ご支援可能なサービス一覧

### コンサルティング

- 事業再生コンサルティング
- 内部管理体制コンサルティング
- 法制度対応コンサルティング
- 経理業務改善コンサルティング
- 医療経営コンサルティング
- M&Aおよび事業承継に関するコンサルティング
- 生前対策コンサルティング
- 人事制度構築コンサルティング
- 事業計画作成コンサルティング

### 相続

- 相続税申告
- 相続手続き (better相続)
- セカンドオピニオン
- 遺言書作成
- 遺産整理

### システム導入・受託開発

- 会計、勤怠・給与・経費、電子契約などのバックオフィスツールの相談/導入
- セキュリティシステムの導入
- コミュニケーションツールの導入
- ハードウェア販売
- 定型業務の自動化 (RPA)

### 人事労務ソリューション

- 人事労務に関する相談全般
- 労働基準法、労働安全衛生法等関係諸手続き
- 労使協定の作成、届出
- 就業規則の作成、整備、改訂
- 就業規則アドバイザー
- 人事労務管理研修
- 管理職研修
- ハラスメント研修
- 労務監査、労務デューデリジェンス

### M & A アドバイザリー

- M & Aアドバイザー
- 事業価値評価アドバイザー
- M&Aに伴うデューデリジェンス

### 補助金相談

- 大規模成長投資補助金サポート
- 事業再構築補助金申請サポート
- ものづくり補助金申請サポート
- 立地補助金申請サポート
- 省エネ関連補助金サポート
- IT導入補助金

### 資産運用のご提案

- 海外資産の運用
- ファミリーオフィス (資産管理業務)
- 海外不動産の売却
- 不動産の売買仲介
- 不動産小口化商品のご案内
- 生命保険、損害保険の相談、販売
- キャプティブ保険

### 再生エネルギー

- 太陽光発電の提案・施工
- テスラPowerwallの販売・施工
- 発電所の開設サポート
- 発電所の運営
- 発電事業売却サポート

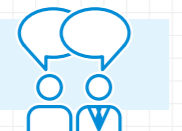
### アウトソーシング (BPO)

- 会計の記帳代行
- 給与計算のアウトソーシング
- 労務保険のアウトソーシング
- 社会保険のアウトソーシング
- システムの設定代行
- 固定資産管理システムへの入力

契約締結までの流れ



まずは辻・本郷の担当者に  
ご連絡ください



担当者から辻・本郷の  
専門部署・グループ会社に  
連携します



当該部署から  
お客さまにご連絡します  
(2~3営業日目安)



初回面談後  
お見積もりをご提示します



契約締結  
(1~2カ月目安)

## 辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)



### 全二回「改正電子帳簿保存法」攻略講座【第一回】基礎のおさらい編

【視聴可能期間】2024年5月1日(水) 11:30~5月14日(火) 17:00 (講演時間 約60分)  
◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文

WEB

参加費無料

### 【安積塾】適用直前! 定額減税を徹底解説

【視聴可能期間】2024年5月2日(木) 11:30~5月15日(水) 17:00 (講演時間 約80分)  
◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審査室 室長 税理士 安積 健

WEB

参加費: ¥5,000

### 企業オーナー必見! 経営の見える化・磨き上げ

【視聴可能期間】2024年5月7日(火) 11:30~5月13日(月) 17:00 (講演時間 約45分)  
◎講師: 辻・本郷 税理士法人 事業承継コンサルティングセンター シニアマネージャー 鹿子嶋 秀哉

WEB

参加費無料

### 辻・本郷の経理DX教えます!

【視聴可能期間】2024年5月9日(木) 11:30~5月15日(水) 17:00 (講演時間 約60分)  
◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文

WEB

参加費無料

### 【相続セミナー】国際税務特集 外国税額控除の基礎知識と留意点

【視聴可能期間】2024年5月14日(火) 11:30~5月20日(月) 17:00 (講演時間 約30分)  
◎講師: 辻・本郷 税理士法人 横浜スカイビル事務所相続センター チーフコンサルタント 馬場 寛生  
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 平尾 嘉三

WEB

参加費: ¥3,000

### 全二回「改正電子帳簿保存法」攻略講座【第二回】実務のお悩み解決編

【開催日時】2024年5月15日(水) 13:00~14:00 (講演時間 約60分)  
◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した  
オンライン配信

### 【専門講座】実務で役立つ! 税理士が悩んだ相続税の事例10選

【視聴可能期間】2024年5月16日(木) 11:30~5月22日(水) 17:00 (講演時間 約60分)  
◎講師: 辻・本郷 税理士法人 顧問 税理士 新井 宏

WEB

参加費: ¥5,000

### 工数削減! 入金消込・債権管理特化型システムの活用

【視聴可能期間】2024年5月21日(火) 11:30~5月27日(月) 17:00 (講演時間 約40分)  
◎講師: 株式会社アール・アンド・エー・シー 執行役員 パートナー推進本部 本部長 鴨下 徹  
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 鬼澤 英

WEB

参加費無料

### 初期費用ゼロ! 話題の「自家消費型」オンサイトサービス

【視聴可能期間】2024年5月23日(木) 11:30~5月29日(水) 17:00 (講演時間 約40分)  
◎講師: 辻・本郷 スマートアセット株式会社 再エネソリューション事業部 梅木 裕太  
関西電力株式会社 ソリューション本部 渡邊 顕

WEB

参加費無料

### 【アーカイブ】事例解説! 建設業のデューデリジェンス検出事項

【視聴可能期間】2024年5月28日(火) 11:30~6月3日(月) 17:00 (講演時間 約50分)  
◎講師: 辻・本郷 FAS株式会社 代表取締役 山田 翔吾

WEB

参加費無料

### 専門家が解説! 中国現地法人の撤退方法~M&A編~

【視聴可能期間】2024年5月30日(木) 11:30~6月5日(水) 17:00 (講演時間 約30分)  
◎講師: マイツグループ CEO 池田 博義 先生

WEB

参加費無料

## 相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。  
◎各会場時間共通: 座談会 14:00~/相談会 15:00~

お申し込み・  
お問い合わせは  
各事務所まで

### 【座談会】遺産分割協議書のバスケ条項と贈与税

【札幌】5月28日(火) ◎会場: かでる2・7

◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

【新潟】5月21日(火) ◎会場: 新潟日報メディアシップ

◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022



事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2024年5月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。  
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク  
ロサンゼルス  
ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所  
福岡事務所  
福岡天神事務所  
久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所  
延岡事務所  
日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所  
八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所  
遠野事務所  
一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所  
郡山事務所  
いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所  
長岡事務所  
上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所  
大月事務所
- 長野県 長野事務所  
松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所  
伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所  
名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所  
宇都宮中央事務所  
宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所  
潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所  
富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所  
大宮事務所  
越谷事務所  
越谷花田事務所  
川口事務所  
所沢事務所
- 千葉県 柏事務所  
千葉事務所  
船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所  
北千住事務所  
秋葉原事務所  
東京ミッドタウン八重洲事務所  
銀座事務所  
蒲田事務所  
蒲田駅東事務所  
池袋事務所  
新宿ミライナタワー事務所  
西新宿事務所  
新宿センタービル事務所  
新宿御苑事務所  
新宿HR事務所  
代々木事務所  
渋谷事務所  
練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所  
横浜スカイビル事務所  
センター南事務所  
青葉台事務所  
横浜井土ヶ谷事務所  
大和事務所  
厚木事務所  
湘南事務所  
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

